

山梨医科大学／山梨大学医学部同窓会 会員の皆さまへ

## 産業保健専門業務（産業医、健康管理医、学校医または保育所等の嘱託医）に関する賠償責任保険のご案内

（専門事業者賠償責任保険）

保険期間 2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時（1年間）

※この団体契約にご加入いただけるのは当会の団体医師賠償責任保険にご加入いただいた方のみとなります。

### 1. 産業保健専門業務に関する賠償責任保険とは

この保険は、産業保健専門業務に従事する皆さまが、安心して日常の業務に専念できるよう、不慮の事故による損害賠償責任を対象とする保険です。

### 2. 概要について

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が日本国内で遂行する産業保健専門業務(\*)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(\*) この保険契約において、産業保健専門業務とは、産業医、健康管理医、学校医または保育所等の嘱託医としての業務をいいます。

	説明
学校医	学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条に基づき委嘱された学校医をいいます。
健康管理医	国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）および人事院規則（昭和48年3月1日人事院規則一〇一四）に定める健康管理医をいいます。
産業医	労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第13条に定める産業医をいいます。
保育所等の嘱託医	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第45条および児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年12月29日厚生省令第63号）第33条に定められる嘱託医をいいます。

この保険は、医師賠償責任保険の補償の対象にはならない、業務遂行上の事故を補償します。

山梨医科大学／山梨大学医学部 同窓会

### 3. 事故事例について

以下のとおり、産業医が損害賠償責任を問われた場合。

- 産業医が判断を誤って休業勧奨をした従業員が、実際には“精神的疲労”であり身体障害とは診断されなかった。ここで、企業から喪失利益や費用損害補償を求められた場合。
- 脳内出血により休業中の従業員について、産業医が職務継続困難と判断、企業が当該従業員について解雇を行った。従業員は実際には職務継続可能な状態であり、企業の解雇が不当とし、解雇の原因となった産業医の判断ミスを訴えた。従業員から解雇により得られなかった給与、また企業から喪失利益や退職に伴う費用損害を求められた場合。
- ストレスチェックの受検後に“高ストレス”であると評価、判定された労働者に、実施者となった産業医が、“医師の面接指導が必要”と通知し、それを勧めたが、面接指導の勧誘を怠ったため、それを受けないまま、自殺未遂で身体の障害を負ったり、既遂してしまった。
- ストレスチェックで“高ストレス”との評価、判定を受けた労働者が、産業医による医師の面接指導後に問題が無いと評価され、その意見を職場サイドに産業医が提出（意見具申）した後に、労働者が自殺未遂で身体の障害を負ったり、既遂してしまった場合。
- 健康診断において、自覚症状として腰痛を訴えていた労働者が、産業医による健診結果の判定や保健指導の内容の誤りにより重筋作業を継続した結果、腰椎症等が悪化し、後遺症が残った場合。あるいは、健康診断において、めまいを訴えていた労働者が、産業医による健診結果の判定や保健指導の内容の誤りにより高所での作業中に転落死、骨折等の重傷を負ったような場合。
- 健康診断において、極度の高血圧があったにも関わらず、産業医が労働者に告知や治療指示を怠った結果、高血圧性の脳出血を発症し、片麻痺や言語障害が残った場合、ないし死亡した場合。  
（産業医の過失としては労働者に告知や治療を怠ったことであり、医療行為としての「高血圧という判断」は誤っていなかったという事例）

上記は、産業医に対して想定される損害賠償事例を列挙したものです。

保険金のお支払可否については、法令や約款・特約に照らしての個別の判断になります。

## 4. ご契約の仕組み

(1) この保険は、山梨医科大学／山梨大学医学部同窓会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

山梨医科大学／山梨大学医学部同窓会の会員（ただし、産業医、健康管理医、学校医または保育所等の嘱託医としての業務に従事される方）

(3) 保険期間

2023年7月1日から2024年7月1日午後4時まで1年間

(4) 支払限度額と保険料

		支払限度額		免責金額	年間保険料
		一連の損害賠償請求	保険期間中		
専門事業者賠償責任保険	—	1億円	3億円	なし	5,000円

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。損害の額に縮小支払割合（90%）を乗じた金額と支払限度額のいずれか小さい方を保険金としてお支払いします。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

(5) ご加入手続の方法

申込締切日：2023年4月14日（金）（口座引落の場合）

口座引落日：2023年6月6日（火）

加入申込方法：添付の加入申込書に、氏名、所属、会員区分をご記入のうえ、別添口座振替依頼と共に、返信封筒にて同窓会あてにご送付願います。

(6) 保険料の払込方法

保険料は、全額を払い込む一時払となります。

保険料は必ずご加入と同時に払い込んでください（保険料の払込みを猶予する特約がセットされる場合を除きます。）。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

(7) 自動継続の取扱いについて

今年ご加入される皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次回の募集においては、初回申込時の加入申込書に記載の内容での自動継続扱いとさせていただきます。

# 補償内容のご説明およびご留意いただきたい事項について

## 1. 補償内容

### ■保険金をお支払いする主な場合

専門事業者賠償責任保険	被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が日本国内で行う産業保健専門業務 <sup>（注）</sup> に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。 （注）産業保健専門業務については p.1 を参照ください。
-------------	--

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

### ■お支払いの対象となる損害

専門事業者賠償責任保険	<お支払いの対象となる損害>	
	損害の種類	内 容
	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
	②争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したもの。
	特約に別の規定がある場合を除き、それぞれの規定により計算した損害の額の合計額に縮小支払割合（90%）を乗じた額を保険金としてお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、お支払いは事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。 適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。	

#### 「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

### ■支払限度額およびお支払いする保険金の額

専門事業者賠償責任保険	<支払限度額>
	一連の損害賠償請求につき 1 億円、保険期間中につき 3 億円を上限とします。
	<お支払いする保険金の額>
	お支払いする保険金の額は、一連の損害賠償請求について次の算式によって算出される額とします。
	$\boxed{\text{お支払いする保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} \times \boxed{\text{縮小支払割合 90\%}}$

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

専門事業者賠償責任保険

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

●次のいずれかに該当する事由に起因する損害

- 戦争<sup>(注1)</sup>、変乱、暴動<sup>(注2)</sup>、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾（じょう）
- 地震、噴火、洪水または津波
- 核物質の危険性<sup>(注3)</sup>または放射能汚染<sup>(注4)</sup>

○次のいずれかの事由

- ①汚染物質<sup>(注5)</sup>の排出、流出、溢（いっ）出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
- ②汚染物質<sup>(注5)</sup>の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

- 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物<sup>(注6)</sup>の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用 等

(注1) 戦争

宣戦の有無を問いません。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核物質の危険性

核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注4) 放射能汚染

形態を問いません。

(注5) 汚染物質

固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注6) 被保険者が製造、製作または販売した財物

他の財物の一部となっている場合にはその財物全体を含みます。

●次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害

- 被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）
- 被保険者の故意または重過失による法令違反
- 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
- 専門業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- 専門業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行 等

●次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害

- 身体の障害または精神的苦痛に対する損害賠償請求  
 （「身体の障害に関する特約」（自動セット）により、身体の障害は補償の対象となります。ただし、医療上の行為に起因する身体の障害は、この専門事業者賠償責任保険では対象になりません。）
- 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求 等

●次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害（次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。）

- 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求 等

<サイバーインシデント限定補償特約（サイバー攻撃以外限定）でお支払いしない主な場合>

●直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃に起因する損害

<嘱託医業務に関する特約でお支払いしない主な場合>

●次のいずれかに該当する損害賠償請求、損害賠償責任および費用

- ① 被保険者の次のア、またはイ、に規定する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）に起因する損害賠償請求  
ア、サービスの提供を伴う専門業務におけるサービス提供開始の遅延  
イ、被保険者の責によらない事由により専門業務の遂行が不可能となった結果生じた履行不能または履行遅滞
- ② 相談者・カウンセリングの対象者（以下「対象者」といいます。）以外へのサービスの誤提供
- ③ 秘密の漏洩または自己の利益のための使用
- ④ 不完全な専門業務の再履行または追完のために要する費用
- ⑤ 被保険者が被保険者以外の第三者を紹介または推薦した場合において、その第三者の行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によりその約定がなかった場合の法律上の損害賠償責任より加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が対象者に対して業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑧ 窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償責任
- ⑨ 対象者が起こした行為に対する、対象者の親族<sup>(注1)</sup>からの損害賠償請求
- ⑩ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求<sup>(注2)</sup>

(注1) 対象者の親族

6親等以内の血族および3親等以内の姻族

(注2) 感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求

これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。

●次のいずれかに該当する情報の管理を記名被保険者が行うにあたり、その情報の偶発的な漏えいに起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害

- ① 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する情報<sup>(注1)</sup>
- ② 記名被保険者から被保険者以外の者に管理を委託した情報<sup>(注2)</sup>  
(注1) 所有、使用または管理する情報  
所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。  
(注2) 管理を委託した情報  
管理を委託しなくなったものを含みます。

等

<身体の障害に関する特約で保険金をお支払いしない場合>

●直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  
ア、航空機  
イ、パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球  
ウ、自動車（原動機付自転車を含みます。）  
エ、船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。）  
オ、動物

●直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害。

なお、次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。

- ① 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（じん）（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
- ② 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
- ③ 石綿等の飛散または拡散

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 2. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## 3. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等引受保険会社の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋等

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、報告、再保険の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

## 4. 保険会社破綻時等の取扱い

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## ご加入にあたっての注意事項

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	山梨医科大学／山梨大学医学部 同窓会の会員に限ります。
◇記名被保険者	山梨医科大学／山梨大学医学部 同窓会の会員に限ります。

この資料は専門事業者賠償責任保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 事故が発生した場合の手続

### (1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ② 申し立てられている行為
- ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部（個人）事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類 権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。>

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

<代理店・扱者> 株式会社 ピース

所在地：〒409-3862 中巨摩郡昭和町上河東 543-56  
TEL：055-275-3424/FAX:055-275-9070

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 山梨支店 山梨第一支社

所在地：〒400-0858 山梨県甲府市相生 2-3-16  
TEL：055-228-4331/FAX:055-228-4385